

議案第42号

西脇市産業立地促進措置条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市産業立地促進措置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月2日

西脇市長 片山象三

(理由)

地方拠点強化税制の延長に伴い、本社機能強化企業を対象とする奨励措置の適用期間の延長を行うため。

西脇市産業立地促進措置条例の一部を改正する条例

西脇市産業立地促進措置条例（平成17年西脇市条例第126号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(地方活力向上地域における課税免除)            第3条の3 市長は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第5号イに規定する地方活力向上地域において令和10年3月31日までに法第17条の2第3項に基づき同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）に対し、法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設及び同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものを用いて供する家屋、構築物、機械及び装置（認定事業者となつた日の翌日から起算して3年を経過する日まで（同日までに法第17条の2第6項の規定により地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間新たに設置した場合に限る。）並びにこれらの敷地である土地（土地については、平成27年10月2日以後に取得し、取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について、事業を開始した日以後最初の1月1日を賦課期日とする年度から3年度において、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める割合を当該固定資産税額に乗じて算出した額を免除する。            (1)・(2) (略)</p>	<p>(地方活力向上地域における課税免除)            第3条の3 市長は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第5号イに規定する地方活力向上地域において令和8年3月31日までに法第17条の2第3項に基づき同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）に対し、法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設及び同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものを用いて供する家屋、構築物、機械及び装置（認定事業者となつた日の翌日から起算して3年を経過する日まで（同日までに法第17条の2第6項の規定により地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間新たに設置した場合に限る。）並びにこれらの敷地である土地（土地については、平成27年10月2日以後に取得し、取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について、事業を開始した日以後最初の1月1日を賦課期日とする年度から3年度において、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める割合を当該固定資産税額に乗じて算出した額を免除する。            (1)・(2) (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の西脇市産業立地促進措置条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。